

令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内在住の小・中学生が所属する学校部活動、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ等（以下「補助事業者」という。）が行う、市内在住の小・中学生を青森県外で開催される東北大会及び全国大会（中学校体育連盟が主催する中学校体育大会を除く。）並びに国際大会（以下「東北大会等」という。）に派遣する事業（以下「補助事業」という。）を支援し、もって小・中学生のスポーツ活動の促進及び当市のスポーツの底辺拡大と振興に寄与するため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国民スポーツ大会の正式競技若しくは公開競技である競技種目又は日本スポーツ協会に加盟している団体が行う競技種目の東北大会等の予選又は予選に準ずる地区大会で優秀な成績を収め、東北大会等への参加資格を得た団体に属する者（監督及びコーチを除く。）であって、別表第1区分の欄の区分に応じ、それぞれ同表補助対象者の欄に掲げるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第2のとおりとする。

3 補助金の額は、次の各号のうち最も少ない額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額の合計額

(2) 弘前市職員の例により計算した補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額

(3) 別表第3派遣地域の欄の区分に応じ、それぞれ同表補助基準額の欄に掲げる金額に、別表第4補助対象者数の欄の区分に応じ、それぞれ同表計算基礎人数の欄に掲げる人数を乗じて得た額

(交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 参加者名簿（様式第4号）

(4) 開催要項

(5) 予選結果等の東北大会等への参加資格を得た経緯が分かるもの

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第4条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第5条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付決定通知書(様式第7号)とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 東北大会等へ参加したことが分かるもの(プログラム等)
- (5) 成績を証明するもの

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日(第4条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)の翌日から起算して30日を経過した日とする。

(補助金の額の確定通知)

第8条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金交付額確定通知書(様式第11号)とする。

(補助金の請求等)

第9条 補助金の請求は、令和7年度弘前市小・中学生東北、全国及び国際スポーツ大会派遣事業費補助金請求書(様式第12号)を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度の補助事業について適用する。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

区 分	補 助 対 象 者
小 学 生	スポーツ活動を行うスポーツ少年団、民間スポーツクラブ等に所属する市内在住の小学生
中 学 生	スポーツ活動を行う中学校部活動、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ等に所属する市内在住の中学生

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）

補助対象経費	摘 要
交 通 費	補助事業者が指定する場所（弘前市内に限る。）から大会開催地（以下「目的地」という。）までの移動に要する経費とする。ただし、目的地内での移動に要する経費を除く。
宿 泊 費	目的地及び目的地近隣で宿泊に要する費用（寝台料金を含む。）

別表第 3（第 2 条第 3 項関係）

派 遣 地 域		補助基準額
東北地方	岩手県・秋田県	2, 0 0 0 円
	宮城県・山形県・福島県	4, 0 0 0 円
北海道地方	道南圏（函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町）	3, 0 0 0 円
	上記以外	5, 0 0 0 円
関東地方	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 千葉県、東京都、神奈川県	6, 0 0 0 円
北陸・東海地方	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	7, 0 0 0 円
近畿地方	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	8, 0 0 0 円
中国・四国地方	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	9, 0 0 0 円
九州地方及び 日本国外	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び国外	1 0, 0 0 0 円

別表第4（第2条第3項関係）

補助対象者数	計 算 基 礎 人 数
20人未満	補助対象者数と同数
20人以上	20人

備考 補助対象者数は、団体競技にあっては出場登録人数を限度とする。